

令和 2 年 12 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和2年12月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 81 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 82 号	湖西市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例制定について
議案第 83 号	湖西市税外収入金の督促等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 84 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 85 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 86 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 87 号	湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 88 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 89 号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 90 号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 91 号	湖西市立保育所条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 92 号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
議案第 93 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 94 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 95 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 96 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 97 号	令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 98 号	令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 99 号	令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 100 号	令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 101 号	令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 102 号	令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 103 号	令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

8 番 高 柳 達 弥

9 番 楠 浩 幸

令和 2 年 11 月 27 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 18 日間とする。

令和 2 年 11 月 27 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 81 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 外山 宏

議案第 82 号

湖西市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例制定について

湖西市コミュニティ防災センター条例（平成 18 年湖西市条例第 30 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例

湖西市コミュニティ防災センター条例（平成 18 年湖西市条例第 30 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第 83 号

湖西市税外収入金の督促等に関する条例等の一部を 改正する条例制定について

湖西市税外収入金の督促等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 25 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税外収入金の督促等に関する条例等の一部を 改正する条例

（湖西市税外収入金の督促等に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税外収入金の督促等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 2 条」を「前条」に改める。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「加算した割合をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成20年湖西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「加算した割合をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(湖西市介護保険条例の一部改正)

第3条 湖西市介護保険条例（平成12年湖西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「加算した割合をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の湖西市税外収入金の督促等に関する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の湖西市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の湖西市介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 84 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 85 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 225」を「100 分の 220」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 220」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当（以下「防疫等作業手当」という。）を支給する。
- 5 防疫等作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に

長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

- 6 第5条の規定にかかわらず、防疫等作業手当が支給される日については、同条に規定する特殊勤務手当（感染症防疫手当に限る。）は支給しない。
- 7 第11条の規定にかかわらず、同条第3号から第5号までに規定する特殊勤務手当の支給の対象となる作業に従事した場合において、当該作業が防疫等作業手当の支給の対象となる作業であって、防疫等作業手当が支給されるときは、当該特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年11月1日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用する。

議案第 88 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合に

あつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 3 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 89 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 湖西市立岡崎幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 90 号

湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第 40 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例

湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条 7 項」を「第 2 条第 7 項」に改める。

第 2 条の表幼保連携型認定こども園湖西市立新居幼稚園の項の前に次のように加える。

幼保連携型認定こども園湖西市立岡崎幼稚園	湖西市岡崎 2586 番地の 37	273 人
----------------------	-------------------	-------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

湖西市立保育所条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立保育所条例の一部を改正する条例

湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表湖西市立内山保育園の項及び湖西市立新居保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 92 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって静岡県市町総合事務組合から相寿園管理組合が脱退するとともに、静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、相寿園管理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- 1 施設 の 名 称 湖西市ふれあい交流館

- 2 指 定 管 理 者 湖西市鷺津 3480 番地
 特定非営利活動法人 湖西なろっぷスクール
 理事長 倉 田 椿 子

- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- 1 施設 の 名 称 湖西市老人福祉センター

- 2 指 定 管 理 者 湖西市古見 1044 番地
 社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会
 会長 佐 藤 幸 夫

- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- 1 施設 の 名 称 湖西市複合運動施設

- 2 指 定 管 理 者 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番地 1 号
 コナミスポーツ・東海ビル管理グループ
 コナミスポーツ株式会社
 代表取締役社長 有坂 順一

- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- 1 施設 の 名 称 小松楼まちづくり交流館

- 2 指 定 管 理 者 湖西市新居町新居 1190 番地の 3
 特定非営利活動法人 新居まちネット
 理事長 飯 田 宣 子

- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,091 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,009,093 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	9,306,550	2,525	9,309,075
	1 国庫負担金	1,911,901	2,250	1,914,151
	2 国庫補助金	7,385,491	275	7,385,766
16	県支出金	1,497,488	1,983	1,499,471
	1 県負担金	821,281	1,125	822,406
	2 県補助金	544,265	858	545,123
18	寄附金	362,558	1,012	363,570
	1 寄附金	362,558	1,012	363,570
19	繰入金	1,499,352	5,923	1,505,275
	1 基金繰入金	1,425,033	5,923	1,430,956
20	繰越金	516,529	653	517,182
	1 繰越金	516,529	653	517,182
21	諸収入	530,341	16,995	547,336
	6 雑入	271,425	16,995	288,420
	歳 入 合 計	28,980,002	29,091	29,009,093

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	183,810	△916	182,894
	1 議会費	183,810	△916	182,894
2	総務費	8,720,655	△8,693	8,711,962
	1 総務管理費	8,011,275	△5,493	8,005,782
	2 徴税费	473,510	△1,151	472,359
	3 戸籍住民基本台帳費	143,834	△1,167	142,667
	4 選挙費	38,114	△748	37,366
	5 統計調査費	29,903	8	29,911
	6 監査委員費	24,019	△142	23,877
3	民生費	6,844,468	△18,055	6,826,413
	1 社会福祉費	3,206,550	2,262	3,208,812
	2 児童福祉費	3,292,476	△25,226	3,267,250
	3 生活保護費	345,107	4,909	350,016
4	衛生費	3,251,182	67,326	3,318,508
	1 保健衛生費	663,311	10,887	674,198
	2 清掃費	1,649,492	13,439	1,662,931
	5 上水道費	0	43,000	43,000
6	農林水産業費	196,855	1,161	198,016
	1 農業費	182,833	1,161	183,994
7	商工費	881,905	1,351	883,256
	1 商工費	881,905	1,351	883,256
8	土木費	2,786,723	2,749	2,789,472
	1 土木管理費	85,818	△140	85,678
	2 道路橋梁費	909,441	△555	908,886
	4 都市計画費	1,604,479	△2,017	1,602,462
	5 住宅費	87,773	5,461	93,234

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,352,648	△6,178	1,346,470
	1 消防費	1,352,648	△6,178	1,346,470
10	教育費	2,878,789	△9,654	2,869,135
	1 教育総務費	526,624	2,562	529,186
	2 小学校費	667,670	3,504	671,174
	3 中学校費	430,405	△5,756	424,649
	4 幼稚園費	618,565	△8,706	609,859
	6 社会教育費	363,420	△661	362,759
	7 保健体育費	272,105	△597	271,508
	歳出合計	28,980,002	29,091	29,009,093

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉センター指定管理業務	令和2年度～令和7年度	29,955
ふれあい交流館指定管理業務	令和2年度～令和7年度	41,170
小松楼まちづくり交流館指定管理業務	令和2年度～令和7年度	14,565
複合運動施設指定管理業務	令和2年度～令和7年度	720,700
後期高齢者健診受診券作成等準備業務	令和2年度～令和3年度	685
がん検診受診券作成等準備業務	令和2年度～令和3年度	3,213

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	新所原笠子線道路改良事業	42,000

議案第 98 号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 4 号）

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 422 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,653,470 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	434,103	422	434,525
	1 他会計繰入金	309,103	422	309,525
	歳 入 合 計	5,653,048	422	5,653,470

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	18,449	422	18,871
	2 徴税費	7,200	422	7,622
	歳 出 合 計	5,653,048	422	5,653,470

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和2年度～令和3年度	7,143

議案第 99 号

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,895 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,290,341 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	103,599	4,895	108,494
	1 繰越金	103,599	4,895	108,494
	歳入合計	4,285,446	4,895	4,290,341

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	67,670	4,895	72,565
	1 総務管理費	38,758	4,895	43,653
	歳出合計	4,285,446	4,895	4,290,341

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉センター管理業務 (高齢者の介護予防等に関する業務分)	令和2年度～令和7年度	350

議案第 100 号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 716, 234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	諸収入	1,052	700	1,752
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050	700	1,750
	歳 入 合 計	715,534	700	716,234

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	1,642	700	2,342
	1 償還金及び還付加算金	1,050	700	1,750
	歳 出 合 計	715,534	700	716,234

議案第 101 号

令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,396,101 千円	129 千円	1,396,230 千円
第 1 項 営業費用	1,224,655 千円	129 千円	1,224,784 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 367,324 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 368,023 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 56,139 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 114,554 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 268,295 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 210,579 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,146,463 千円	699 千円	1,147,162 千円
第 1 項 建設改良費	507,234 千円	699 千円	507,933 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費	81,389 千円	828 千円	82,217 千円
-----------	-----------	--------	-----------

令和2年11月27日提出

湖西市長 影山剛士

令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	1,236,306 千円	△43,000 千円	1,193,306 千円
第 1 項 営業収益	1,126,091 千円	△86,000 千円	1,040,091 千円
第 2 項 営業外収益	110,195 千円	43,000 千円	153,195 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	1,099,892 千円	△7,548 千円	1,092,344 千円
第 1 項 営業費用	1,034,347 千円	△7,548 千円	1,026,799 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 465,017 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 464,809 千円」に、「建設改良積立金 164,542 千円」を「建設改良積立金 164,334 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	471,120 千円	△208 千円	470,912 千円
第 1 項 建設改良費	375,964 千円	△208 千円	375,756 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	104,102 千円	△7,756 千円	96,346 千円

令和2年11月27日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 103 号

令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
医療機器等購入	180,386 千円	23,344 千円	203,730 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	3,517,876 千円	21,894 千円	3,539,770 千円
第 2 項 医業外収益	770,686 千円	21,894 千円	792,580 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,648,547 千円	22,913 千円	3,671,460 千円
第 1 項 医業費用	3,486,788 千円	22,936 千円	3,509,724 千円
第 2 項 医業外費用	102,110 千円	△23 千円	102,087 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 91,970 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,981 千円」に改め、資本的収入と資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	241,826 千円	91,333 千円	333,159 千円
第5項 国県補助金	5,164 千円	91,333 千円	96,497 千円

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	333,796 千円	23,344 千円	357,140 千円
第1項 建設改良費	221,072 千円	23,344 千円	244,416 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,973,907 千円	△3,558 千円	1,970,349 千円

令和2年11月27日提出

湖西市長 影山剛士

